

「従軍慰安婦」問題で

ワシントン・ポストに意見広告

唯一の武器は「事実」

すぎやまこういち

作家



中国をはじめとする国々の反日プロパガンダに対抗するには、日本はオピニオンではなくファクト（事実）を武器に対抗しなければならない。

そう考えて、私はアメリカの新聞に「事実」を報せる意見広告を掲載しようと思いいちました。

なぜアメリカの新聞かという点、中国はネットワークを使って反日プロパガンダを海外へ発信しています。南京の映画然り、アメリカ下院での対日非難決議然り。日本国民が中国の意図的な反日活動に気づきはじ

ため、彼らは日本の同盟国であるアメリカでの反日活動に力を入れ始めた。それに対抗するためです。

従軍慰安婦に関する米下院の対日非難決議は、本誌五月号で古森義久さんが書いていらっしやるように、マイク・ホンダと在米華僑との関係から出てきたものです。これをアメリカ議会に出すことによって、日本への非難を強めようとしている。

この構図を見て以前、兵本達吉さんが書かれていた記事を思い出しました。日本共産党を除名になった兵

本さんが、当時の共産党委員長に随行して中国に行ったときに、委員長が中国共産党の委員長に「日本をやっつけるためには時間がかかっても効果的なのは欧米のメディアを味方につけることだ」と教えたという。

これは国家反逆罪ですよ。あの記事を読んだときには頭をガツーンとやられたような衝撃を覚えました。いま現在起こっているアメリカの決議案はまさしくこの構図なのです。

そもそも日本が戦略を教えてやっているのだから、まったく始末が悪い。の掲載を断ってきたのです。

南京大虐殺広告の経緯

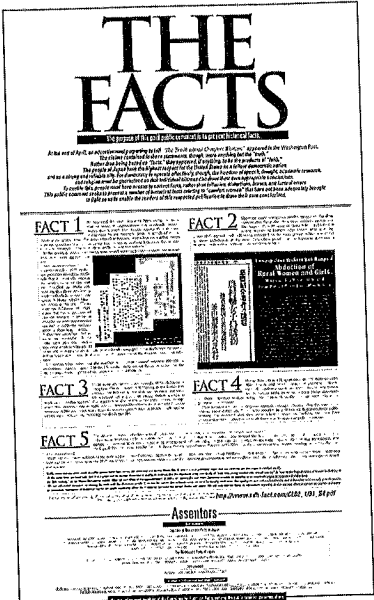
まず、今年の四月ごろにニューヨーク・タイムズとワシントン・ポストへ「南京大虐殺はなかった」という証拠」を提示した全面広告を出そうと動き始めました。

「It's the Fact」キャンペーンとして、日本が持っている最大の武器である「事実」を知ってもらおうという趣旨です。産経メディアサービスを通じて、両紙に意見広告の掲載を申し込

「南京大虐殺」の証拠とされている写真の全ては改ざん、捏造されたものであるという東中野修道先生の研究成果や、世界に「南京大虐殺報道」をしたティンパリーが中国の中央宣伝部国際宣伝処の顧問であったこと、また、「南京大虐殺」が起こったとされる一九三七年当時、南京の人口は虐殺されたとされる三十万よりも少ない、二十万人だったことなどを知らせたかった。

これらの客観的事実をあくまでくわしく提示し、「南京大虐殺は本当にあったのかどうか」について読者の判断を仰ごうという主旨です。ところがニューヨーク・タイムズ、ワシントン・ポストの両紙とも、この意見広告

●特集 米下院「従軍慰安婦決議」を許すな!



ワシントン・ポストに6月14日付で掲載

「南京大虐殺は本当にあったのかどうか」について読者の判断を仰ごうという主旨です。ところがニューヨーク・タイムズ、ワシントン・ポストの両紙とも、この意見広告

た個人の数に疑問を投げかけるのと同じようなことで、私どもの専門家の見解によれば、当時の歴大な人的損害を矮小化するものであると指摘しています。

従いまして、公認された諸事実に疑問を投げかけるようなものだと私どもには思えるこのような広告を掲載することは、お断り申し上げたいと思います。

この広告に書いてあるような供述(報告)が、もし信頼できる新聞や雑誌に、新たに発見された証拠として載せられているのであれば、是非お知らせください。

敬具

ステイヴ・ジェスパセン

ニューヨーク・タイムズ 広告審査部長

要するに、ニューヨーク・タイムズは「われわれは被害者数がどうであれ、長らく言われているように南

の、中国のプロバガンダを信じ、それと広告の内容が合わないから掲載しないというのです。

このような両紙の反応に対して、果たしてどう対応すればよいかと考えあぐねていたところに、アメリカ下院での対日非難決議、従軍慰安婦の問題が出てきました。こちらは目下、急遽対処しなければいけない問題です。

そのため、南京大虐殺の意見広告が拒否された直後から、的を従軍慰安婦問題に切り替えて準備を進め、今回のワシントン・ポストでの掲載に至ったのです。

これだけある事実

広告では、「五つの事実」を掲げました。

まず一つ目は慰安婦を集める業者いわゆる女衞せげんに対して日本軍部は「本人の意思を無視して慰安婦にして

京大虐殺はあったと思っている。今回の意見広告はわれわれの見解と違っているのだから、掲載できない」と言っているのです。

「あった」前提を認めろ

ワシントン・ポストはこのように言っていました。

「重要なのは、意見広告の冒頭で、南京でおきたことを人々が事実として認めていることについて、はつきり所見を打ち出す必要があるということです。」

(あなた方は)中国の一般市民が虐殺されたことについては認めているのですか? 何人(殺戮された)と認めているのですか?

弁護士は、(虐殺そのものではなく)広告でこの数字(中国人を虐殺した人数)を疑う内容ならば掲載できるのではないかと言っています。冒頭で、(南京事件の事実に関する)

はならない。誘拐などんでもない」との通達を出している事実です。

これらの通達は数多く出されていますが、広告では一九三八年三月四日「陸支密2197号」を取り上げました。「募集に当たっては軍部の名前を不正に利用したり、誘拐に類する方法を用いてはならない」としており、「違反するものは処罰する」との警告も書かれています。

当時の軍部、日本政府は従軍慰安婦にするための強制連行などともないとしており、軍内部へ警告するだけではなく、女衞にも通達しているのです。言われているのは逆の意味での軍の関与です。

「狭義の強制性はなかったが、広義の強制性はあった」と日本を非難する向きがありますが、この文書は女衞を仲介して慰安婦の強制連行に関与した可能性を否定するものです。この資料は国立公文書館の東アジア

所見を述べさえすれば、残りの広告内容に問題はありませぬ。

「カットされた、細工された写真」という項目について、「細工された」という表現は削除すべきでしょう。副題として「カットされた写真」としたほうが良いでしょう。

「残虐行為の『証拠』として使われた写真の多くは重大な事実誤認である」と言うべきでしょう。

要するに、少なくとも虐殺はあったという前提を認めないのであれば、広告を掲載することはできない。「ある」という前提の下であれば、虐殺されたとされる「三十万人」という数字に疑問を投げかけることは可能だと言っているのです。しかし数はどうであれ、「ある」と言ってしまうば後々揚げ足を取られかねません。

どちらの新聞社にも当てはまることですが、新聞社でありながら事実よりもオピニオンや通説のようなも

ア歴史センターに所蔵されています。誰でも簡単に確認することができるので、政府関係者が見ていないとは考えにくい。河野談話を出したときに表に出てこなければいけない資料だったのに、なぜ誰もこの件を主張しないのか、不思議でなりません。

二つ目は、一つ目を補強する事実です。通達を出した証拠があっても「それは形だけで、アリバイ作りではないか」と言われるのを想定し、通達に違反した悪徳業者を逮捕するとう記事です。政府の方針に反した不心得者は、きちんと処分を受けていたのです。

一九三九年八月三十一日付の朝鮮の新聞「東亜日報」には、本人の意思に反して強制的に女性を慰安婦にした業者を逮捕するため、当時日本の統治下にあった朝鮮の警察が犯人逮捕に向かったと書かれています。

記事は「犯人を逮捕すれば(儲か

るなどと甘言を呈して女性をだまし
た) 悪魔のような彼らの活動の経緯
が完全に暴露されるだろう」と結ば
れています。

これを読めば明らかなように、軍
自らが嫌がる婦女子をトラックに乗
せて強制的に連れ去るところか、強
制した業者を取り締まっているので
す。

性奴隷ではない!

三つ目は、インドネシアのサマ
ラ島の事件です。オランダ人女性を
慰安婦として働かせており、これは
確かに本人の意思に反するものだっ
たとして、慰安所は閉鎖されていま
す。

これも軍による強制連行などな
ったことの証になるでしょう。あれ
ば慰安所が閉鎖されるはずがありま
せん。

四つ目は、元慰安婦たちの証言の

ていますが、それはみんな国内での
活動です。日本の論陣は海外のメデ
イアで反論しなければならぬ。そ
のためには意見ではなく、ファクト
を提示していくことが大切ではない
でしょうか。

本来であれば、これは私のような
民間の、門外漢の人間がやる問題で
はありません。本業の合間を縫って
やっているものですから、広告を出
そうと思えば立つてから一年も経っ
てしまいました。

今回の広告を出すのに千五百万円
の費用がかかりました。民間の有志
でやるには結構大変です。もし反論
などが来た場合、再反論する広告を
載せることも年内には出来ないでし
ょう。

本来ならこれは外務省がやるべき
宣伝活動です。十五億の予算を組ん
で宣伝すれば、百回も広告が出せる
ところが工作人員の手にかかっている

変遷です。マイク・ホンダ氏の決議
案を初め、従軍慰安婦問題で日本を
非難する側の根拠になっているのは
彼女らの証言ですが、これがどんど
ん変わってきている。初めて証言し
た頃には、軍部や行政機関の強制的
行動は全く出てこず、「連行したのは
業者」だったのに対し、対日非難キ
ャンペーン後には「連行したのは官
憲らしき服装のもの」に変わってい
るのです。

五番目は、慰安婦たちは決して
「セックス・スレイブ(性奴隷)」で
はなかったということ。佐官級
の収入を得ていた例や、慰安婦に暴
行を働いた兵士が処罰された記録も
残されています。

また、軍隊が民間人に対して強姦
などの暴行を行なわないうように慰安
所を設けていたこと自体は、当時多
くの国がやっていたことで、日本だ
けが非難されるようなことではあり

のか、はたまた戦後教育の影響か、
役人特有の事なかれ主義で動こうと
しません。

今回、政治家からは多くの協力を
得られました。自民、民主、無所属間
わず、趣旨に賛同して、名を連ねて
くれ、超党派の活動になりました。
ファクトには、党など関係ないので
す。

国外へ発信せよ

「南京大虐殺」や「従軍慰安婦」の
問題について、「大騒ぎしないほうが
いい」という意見もあります。そ
れは大きな間違いです。相手に何か
を言われたときに、それが間違いだ
とすぐに指摘しなければ、事実だと
認識されてもしかたがない。

これまで日本はずっとその繰り返
しでした。その結果が今日の状況な
のです。

捏造、プロパガンダによる外交力

ません。

たとえば、一九四五年にアメリカ
軍が日本に進駐してきたときも、G
H Qの要請に基づき日本政府が慰安
所を設置し、安全管理、衛生管理を
行なっていたのです。

今回の意見広告はこれらの一次資
料を並べ、事実を提示した上で「あ
とは皆さんで理性的に考えてみてく
ださい」と投げかけるものです。

広告の結びはこうです。

「これらの事実を覆す具体的な証拠
があれば、直ちにお知らせ下さい。
事実に基づいた批判であれば、私た
ちは謙虚に受け止めますが、一方、
事実ではないことに謝罪することは、
社会全体の判断を狂わせ、日米二国
間に悪影響を与えます。正しい判断
の出発点はあくまで『事実』『事実』
『事実』です!」

これまでさまざまな人たちが中国
などの言い分に対して怒り、反論し

ードをいつまでも相手に持たせてお
いてはいけない。日本の最大の武器
は「ファクト」です。「南京大虐殺」
にしる「従軍慰安婦」にしる、なか
つたというファクトです。この武器
を手放してはいけません。

米国紙への意見広告掲載によって、
いきなり中国などの外交カードを無
効化できると思っていまませんが、
これがきっかけとなって、日本人が
ファクトを武器にすることの重要性
に気づいてくれれば、と思っていま
す。

すぎやまこういち

一九三二年、東京都生まれ。旧制東京都立第二十一中
学校(現・東京都立武蔵丘高等学校)から新制成蹊高
等学校を経て、東京大学教育学部教育心理学科卒業。
卒業後、文化放送に入社。報道部・芸能部に勤務。フ
ジテレビへ移籍し、テレビディレクターとして「ザ・
ヒットパレード」等を手掛ける。68年から作曲活動
に専念。「亜麻色の髪の乙女」や多数のTV・VCOMメ
タル挿入曲、ゲーム「ドラゴンクエスト」シリーズの
音楽など多数の作曲を手掛ける。日本音楽著作権協会
理事。日本バックギャモン協会名誉会長。日本作曲
家協会(JCMA)常任理事。日本作曲家協議会理事。